

消費者トラブルに気を付けて

消費者センターには、消費者から様々な相談が寄せられています。今回はその中でも被害の声が多く寄せられている悪質な販売手口をご紹介します。悪質業者の販売手口を知って、消費者トラブルを未然に防ぎ、安心して毎日を過ごしましょう。



手口
1

点検商法

「水の検査に来ました」と業者の訪問があった。点検なので無料だと思い家にあげたが、浄水器の購入を勧める訪問だった。強い口調で購入を迫られたので、怖くなって契約書にサインしてしまったが解約したい。

対策

- ・必要がなければ「いりません」「必要ありません」とはっきり断りましょう。
- ・業者をむやみに家にあげるのは危険です。また、訪問時の業者の名前や連絡先、やり取りを記録しておきましょう。
- ・契約書面は必ず受け取りましょう。

手口
2

利殖商法

金融会社を名乗る業者から「絶対に儲かるから」と電話と訪問で勧誘を受け、内容はよく分からなかったがファンドの契約をした。最初の数カ月は配当があったが、そのうち配当金が振り込まれなくなり、不安になったので解約を申し出たところ、提示された返金額は自分が払った金額よりかなり少なかった。元本割れするとは聞いておらず納得いかない。

対策

- ・「必ず儲かる」「絶対に損をしない」投資はありません。
- ・投資はリスクを伴うものです。取引の内容が理解できない場合は、契約するのはやめましょう。
- ・「代わりに申し込んでくれれば高く買い取る」「前の損を取り戻してあげる」などという勧誘はきっぱり断りましょう。お金が戻ってくることはありません。
- ・日中、家にいることが多い高齢者が被害にあうケースが多く、被害金額も高額になりがちです。気をつけましょう。



手口
3

インターネット通販

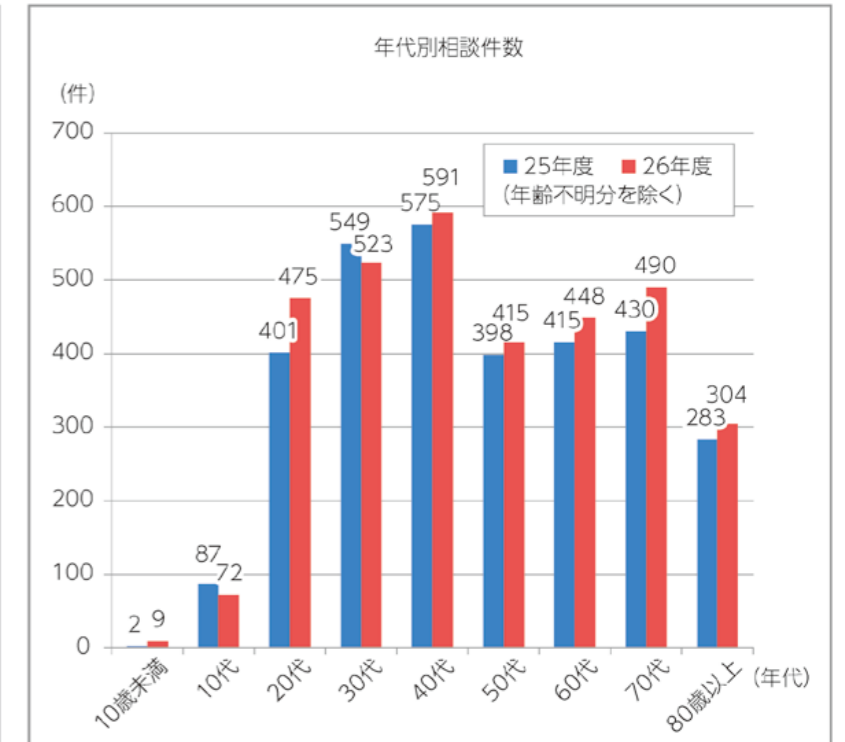
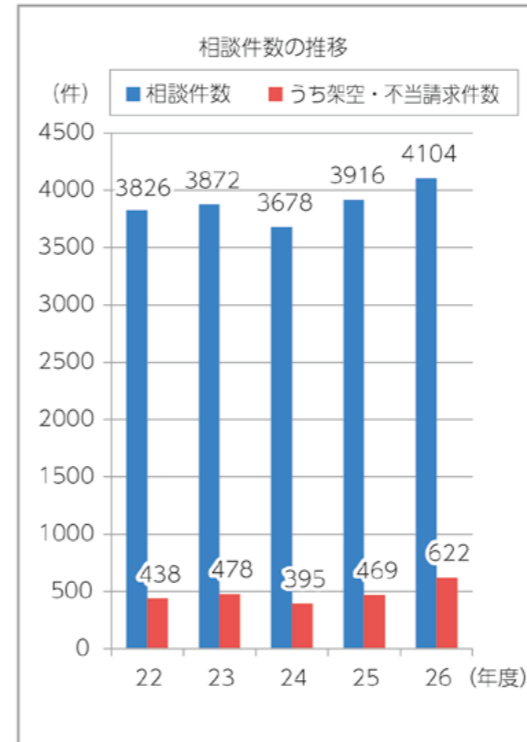
ネット通販でブランドのバッグを注文した。定価より非常に安かったので申し込み、指定された銀行口座に代金を振り込んだが商品が届かない。サイトには販売会社の住所や電話番号の記載がないためメールで催促したが、返事がない。

対策

- ・「商品が届かない」「注文した物と違う物が届いた」場合などに備えて、事業者の所在地、電話番号、返品条件、支払い方法などは必ず確認しましょう。ネット通販にはクーリング・オフが適用されません。
- ・個人名義口座への振り込みや前払いに限定されている場合は注意が必要です。できれば商品到着後の現金振込、クレジットカード払いなど支払い方法が選択できる事業者を選びましょう。



平成26年度 板橋区消費生活相談の状況



相談の多かった商品・サービス（上位5位）

順位	商品・サービス	件数
1	デジタルコンテンツ ※1	670
2	不動産貸借	281
3	商品一般 ※2	219
4	工事・建築	109
5	フリーローン・サラ金	104

※1 デジタルコンテンツ：携帯電話・パソコン・スマートフォン等からインターネットを通じて得られる情報
 ※2 商品一般：商品を特定できない相談

平成26年度の相談概要

- ・相談件数は4,104件（前年度比4.8%増、そのうち「架空・不当請求」は622件）でした。
- ・70歳代までの1位は架空・不当請求を含むデジタルコンテンツの相談でした。
- ・80歳代以上では新聞の購読契約に関する相談が多く寄せられました。
- ・26年度はスマートフォン等でインターネットの検索中にアダルトサイトの画面になり、クリック（タップ）したら登録料を請求されたという相談の他、スマートフォンの契約やプロバイダ契約に関する勧誘トラブルなど、通信サービスに関する相談が目立ちました。

<高齢者を消費者トラブルから守るために>

契約当事者が70歳以上の方の相談が増えています。板橋区消費者センターでは、区関連部署のほか、警察、地域包括支援センター、民生委員、介護事業に従事されている方などにもご協力をお願いし、高齢者の消費者被害の防止に努めています。高齢者は日中、家にいることが多いため訪問販売や電話による勧誘を受けることが多く、他の年代に比べて契約トラブルに遭いやすく契約金額が高くなる傾向にあります。また、加齢による判断力、記憶力の低下に乗じた勧誘も見受けられるため、周囲の見守りや気付きが大切です。

- ・見慣れない業者が高齢者世帯に出入りしている
- ・新しいものや見慣れない商品が増えている（健康食品、布団など）
- ・代金の支払いに困っている など

このような方を見かけましたら、まずは消費者センターへご相談ください。